

当法人はハラスメントを許しません！！

社会福祉法人 本永福祉会

理事長 本永 史郎

1 職場におけるハラスメントは、職員個人の尊厳を不当に傷つけ、心身の健康の悪化にもつながりかねない、決して許されない行為です。また、職員が能力を十分に発揮することを妨げ、また、法人にとっても職場秩序の乱れや生産性の低下を招き、法人のイメージダウンにもつながりかねない問題です。

2 当法人は下記の行為を許しません。また、当法人の職員以外の者に対しても、これに類する行為を行ってはなりません。

<パワーハラスメント>

- ①殴打、足蹴りするなどの身体的攻撃
- ②人格を否定するような言動をするなどの精神的な攻撃
- ③自身の意に沿わない従業員に対して、仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離するなどの人間関係からの切り離し
- ④長期間にわたり、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下で、勤務に直接関係ない作業を命じるなどの過大な要求
- ⑤管理職である部下を退職させるため誰でも遂行可能な業務を行わせるなどの過小な要求
- ⑥他の従業員の性的指向・性自認や病歴などの機微な個人情報について本人の了解を得ずに他の従業員に暴露するなどの個の侵害

<セクシュアルハラスメント>

- ①性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
- ②わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- ③うわさの流布
- ④不必要な身体への接触
- ⑤性的な言動により、他の従業員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- ⑥交際・性的関係の強要
- ⑦性的な言動への抗議又は拒否等を行った従業員に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為
- ⑧その他、相手方及び他の従業員に不快感を与える性的な言動

<妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント>

- ①部下の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する言動
- ②部下又は同僚の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
- ③部下又は同僚が妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- ④部下が妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する言動
- ⑤部下又は同僚が妊娠・出産等したことに対する嫌がらせ等

<その他>

部下である従業員が職場におけるハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認する上司の行為

3 この方針の対象は、正社員、派遣社員、パート・アルバイト等当社において働いている方すべて、さらには、利用者やご家族、取引先の社員の方等を含みます。また、女性、男性、同性同士かを問いません。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない、快適な職場を作っていきましょう。

4 職員がハラスメントを行った場合、就業規則第 43 条に定める懲戒処分されることがあります。

その場合、次の要素を総合的に判断し、処分を決定します。

- ① 行為の具体的態様（時間・場所（職場か否か）・内容・程度）
- ② 当事者同士の関係（職位等）
- ③ 被害者の対応（告訴等）・心情等

5 相談窓口

職場におけるハラスメントに関する相談（苦情を含む）窓口担当者は次の者です。電話、手紙、メールでの相談も受け付けますので、1人で悩まずにご相談ください。

上記2にあたるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。

相談担当者 事務管理 下竹 歳史

事務管理 本永 菊恵

TEL : 082-434-0455（内線 11.又は 12）

MAIL:shimotake@misonoryo.com

公平に、相談者・行為者双方について、プライバシーを守り対応しますので安心してご相談ください。

6 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはいりません。

7 相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。

8 職場におけるハラスメント防止研修・講習を実施する際は、積極的に参加してください。